

改正

平成16年10月7日条例第16号

平成19年10月4日条例第23号

平成20年3月27日条例第7号

平成22年3月19日条例第10号

平成24年6月19日条例第9号

平成28年7月27日条例第23号

平成30年3月16日条例第7号

下田市子ども医療費の助成に関する条例

下田市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年下田市条例第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の軽減を図るため、医療費を助成し、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1） 子ども 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記載されているものをいう。
- （2） 保護者等 親権を行う者、後見人その他の子どもを監護する者又は子どもの配偶者で、市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記載されているものをいう。
- （3） 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- （4） 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、特定療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- （5） 医療費 健康保険法第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算定した額をいう。

(6) 被保険者 医療保険各法の規定による被保険者，加入者又は組合員をいう。

(7) 保険医療機関等 医療保険各法の規定により療養の給付を取り扱う病院，診療所，薬局その他のものをいう。

(受給対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）は，子どもの保護者等で，被保険者又は被保険者の被扶養者であるものとする。ただし，自らが被保険者である子どもにあっては，本人が受給対象者となることができる。

(療養の範囲)

第4条 本市は，子どもの疾病及び負傷に関し，次に掲げる療養について助成する。

(1) 診察

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置，手術その他の治療

(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 前項第4号及び第5号に掲げる療養については，医療保険各法に規定する保険者が必要と認め，保険給付を受けることができる場合に限るものとする。

3 第1項各号に掲げる療養の範囲については，医療保険各法及びこれに基づく政令等に定めるところによる。

(助成の要件)

第5条 医療費の助成は，子どもの入院又は通院を要件とする。

(助成の額)

第6条 この条例により助成する額は，第4条に定める療養に要する費用に係る医療費から医療保険各法による給付の額を控除して得た額（保険給付の対象とならない費用を除く。）及び健康保険法第85条第2項に規定する入院時食事療養標準負担額とする。ただし，法令又は他の施策に基づいて国又は地方公共団体が当該療養に要する費用について負担する場合は，この限りでない。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は，保険医療機関等に前条に規定する助成の額を支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず，子どもが県外の保険医療機関等で療養を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは，受給対象者の申請に基づき当該受給対象者に前条に規定する助

成の額を支払うことにより行うことができる。

(助成の制限)

第8条 医療保険各法の規定に基づき、子どもに係る保険給付の制限を受けた場合は、助成の全部又は一部を行わない。

2 第三者の行為による傷病に係る医療費については、助成しないことができる。

3 医療費の助成を受ける権利は、保険給付を受けてから1年を経過したときは消滅する。

(起算日等)

第9条 この条例に基づく助成の対象となる起算日は、次に掲げるところによる。

(1) 転入をした者については、本市に転入した日を初日とする。

(2) 転出をした者については、その転出日から助成を受ける資格を喪失する。

(助成額の返還)

第10条 偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、市長はその者から助成を行った金額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 受給対象者は、子どもが第三者の行為によって療養を受け、当該療養に係る損害賠償を受けたときは、当該賠償金の限度において助成を受けた金額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に給付を受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年10月7日条例第16号)

1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

2 この条例による改正後の下田市乳幼児医療費の助成に関する条例第3条第3号の規定については、この条例の施行の日の前日において、改正前の下田市乳幼児医療費の助成に関する条例第3条に規定する受給対象者に該当している者に限り、平成17年3月診療分まで適用しない。

3 この条例の施行の日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年10月4日条例第23号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に給付を受けた療養に係る医療費の助成から適用し、同日前に給付を受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第10号）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に給付を受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月19日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年7月27日条例第23号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日条例第7号）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に給付を受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。